

15 動物愛護管理

1 動物愛護管理

動物愛護管理に関する業務は、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発を行い、また、狂犬病の予防や、動物による危害の防止を目的としています。

「動物愛護管理」、「狂犬病予防」、「畜犬センター」業務に大別することができます。

(1) 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律並びに横浜市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護思想の普及や適切な飼育管理の啓発・指導等を図りました。

ア 動物愛護普及啓発事業

動物愛護及び適切な飼育について市民の理解と関心を深めるため、飼い主をはじめ、学校、町内会等において広く市民を対象に、犬・猫のしつけ教室の開催や啓発リーフレットの配布など普及啓発事業を実施しました。

動物愛護普及啓発事業

年 度	幼稚園・保育園		学校関係		町内会等		飼い主		その他		広報・回覧	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成 17 年度	1	69	59	4,557	14	3,721	176	13,650	56	40,249		
平成 18 年度	6	29	101	3,852	23	1,328	334	11,821	77	9,350		
平成 19 年度	4	4	68	3,013	23	502	1,484	24,674	221	6,101	1	140,000

イ 特定動物の飼養又は保管許可

法律で定める「特定動物」を飼養又は保管する場合には、市長の許可が必要です。本市では市内3動物園で合計38種類160頭の特定動物が飼養されているほか、サル3件10頭、ワニ6件6匹、クマ1件2頭、ヘビ5件9匹、カメ8件9匹が飼育されており、飼育施設の定期的な巡回監視を行い、危害発生防止の指導等を行いました。

ウ 動物取扱業の登録

法律で業種単位での登録が義務づけられている動物取扱業者について、飼育施設の確認検査、指導等を実施しました。

動物取扱業の届出（平成20年3月31日現在）

事業所数	業種別登録数					
	合計	販売	保管	貸出し	訓練	展示
958	1,270	414	662	49	111	34

エ 犬による咬傷事故

咬傷事故の届出は133件ありました。咬傷犬の内訳は飼い犬131頭、野犬等22頭で、被害者は成年123人、未成年30人でした。

市民には、今後とも犬の習性等の知識普及に努めるとともに、飼い主への犬の適切な飼育管理の指導強化を推進し、犬による危害防止に努めてまいります。

犬による咬傷事故件数

	届出件数 咬傷事故	咬傷犬数			咬傷時の犬の管理状態				
		合計	飼い犬	野犬等	合計	係留中 犬舎等に	運動中 係留して	放し飼い	その他
平成 17 年度	121	150	130	20	150	28	51	30	41
平成 18 年度	121	139	125	14	139	17	62	34	26
平成 19 年度	133	153	131	22	153	18	74	27	34

	被害者数					犬検診数			
	合計	成年		未成年		合計	福祉保健 センター	畜犬 センター	開業獣医師
		飼い主 家族	その他	飼い主 家族	その他				
平成 17 年度	152	6	107	1	38	126	5	2	119
平成 18 年度	141	1	113	2	25	122	-	2	120
平成 19 年度	153	1	122	-	30	130	3	1	126

オ 犬の苦情等

市民からの苦情、相談等は、横ばい傾向にあります。依然として「ふん尿による被害」の割合が大きくなっています。そこで、各区において、飼い主への啓発キャンペーンの実施やモラル向上を訴えるプレート、チラシ等の配付等を行いました。

また、野犬等や負傷犬の保護・収容頭数は、415 頭で、飼えなくなった犬の引取りは 141 頭でした。

犬の苦情等

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
苦情等内容件数（合計）		6,678	7,090	7,279
内 訳	野犬等保護	565	539	546
	放し飼い	707	536	441
	ふん尿	1,806	1,843	2,048
	鳴き声	338	337	314
	身体・器物の被害	215	178	213
	不適切な取扱い・虐待	167	86	182
	登録・注射に関すること	1,785	2,749	2,850
	その他	1,095	822	685
失踪犬・保護犬の問合せ		5,354	4,482	3,912
飼育相談		4,126	3,790	3,135
飼い犬引取り頭数（合計）		160	155	141
内 訳	成犬	155	155	139
	子犬	5	-	2
措 置 件 数	指示票	265	254	269
	通知書	1	1	1
	勧告	-	-	-
	措置命令	1	-	-
	その他	5,350	6,295	6,653

カ 猫等の苦情

猫に関する苦情の大部分は、飼い主としての自覚や責務の欠如により、不適切な飼育管理が行われることによるものです。各区では、猫に関する苦情・相談について、個々に対応するとともに、他人に迷惑を及ぼさないよう「猫の正しい飼い方」の周知徹底を図りました。

また、飼えなくなった猫、飼い主不明猫の引取り及び負傷した飼い主のわからない猫や小動物の治療を実施しました。

猫等の苦情

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
苦情等受付件数（合計）		5,427	5,386	4,392
内 訳	飼 い 猫	519	685	573
	飼 い 主 不 明 猫	3,831	3,580	3,212
	飼 育 動 物	119	118	73
	飼 い 主 不 明 動 物	958	1,003	534
苦情等内容件数（合計）		7,167	7,245	5,661
内 訳	ふ ん 尿	2,039	2,162	1,796
	臭 気 ・ 羽 毛	514	640	455
	鳴 き 声	226	231	163
	身 体 ・ 器 物 の 被 害	522	541	383
	不 適 切 な 取 扱 い ・ 虐 待	105	130	117
	収 容 に 関 す る 相 談	2,581	2,560	1,849
	そ の 他	1,180	981	898
飼育相談		1,742	1,312	1,189
措 置 件 数	指 示 票	7	18	24
	通 知 書	-	-	-
	勸 告	-	-	-
	措 置 命 令	-	-	-
	そ の 他	5,515	5,591	4,596

猫の引取り件数

年 度	合 計	飼 い 猫	飼 い 主 不 明 猫	負 傷 の 猫 ・ 小 動 物	
				重 傷 の 猫 等	中 軽 傷 の 猫 等
平成 17 年度	3,010	186	2,473	322	29
平成 18 年度	2,774	158	2,272	314	30
平成 19 年度	2,080	138	1,671	233	38

キ 犬・猫の不妊去勢手術推進事業

犬、猫 2,000 頭を対象として、1 頭当たり 5,000 円（市 3,000 円，獣医師会 2,000 円）を助成することによる不妊去勢手術の奨励を実施しました。その結果、猫 1,671 頭（オス 482 頭、メス 1,189 頭）、犬 329 頭（オス 177 頭、メス 152 頭）の不妊去勢手術が行われました。

2 狂犬病予防

日本国内では昭和 32 年以来狂犬病が発生していませんが、海外では先進国を含む多くの国で狂犬病が流行しており、いつでも狂犬病が国内に侵入する可能性があることは否定できず、引き続き注意を払う必要があります。

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主は登録と年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが義務付けられています。本市では、飼い主に対して「狂犬病予防注射のお知らせ」を送付し、飼い主の意識向上を図るとともに、市民の利便性を考慮し、定期集合注射会場を 294 か所設けました。

また、登録等推進策として、(社)横浜市獣医師会に委託し「登録等推進事業」を実施しています。

狂犬病予防事業実績

	登録頭数 (年度末)	登録申請数				鑑札再交付数	定期集合狂犬病 予防注射実施数	注射済票交付数		
		合計	鑑札交付数	減免措置数	無償交付数			合計	済票交付数	減免措置数
平成 17 年度	146,464	15,865	15,080	2	783	575	43,273	118,336	118,320	16
平成 18 年度	148,072	16,521	15,704	1	816	681	42,307	123,512	123,492	20
平成 19 年度	156,228	16,996	16,076	45	875	772	42,609	130,639	130,571	68

3 畜犬センター

(1) 所在地

横浜市中区かもめ町 31 番地

(2) 沿革

昭和 25 年 8 月狂犬病予防法の施行に伴い、昭和 27 年に化製業者の所有する敷地・建物を借用し犬抑留所・磯子犬抑留所として発足した後、昭和 44 年 1 月 20 日に本市の施設として当所を設立しました。

(3) 施設

敷地 1,680 m²

本館 207 m² (事務室・手術室・検査室・技術員室・その他)

犬舎 272.4 m² (成犬・子犬収容室 7・咬傷犬収容室 9・飼料倉庫・飼料調整室・その他)

屋外子犬犬舎 11.7 m²

処分室 125.5 m²

その他 92.6 m² (車庫・洗車場・女子更衣室)

(4) 職員数

15 名

(5) 業務内容

ア 狂犬病予防法、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例並びに畜犬センター条例に基づく犬の引き取り、収容、返還、処分

イ 狂犬病の鑑定

ウ 犬の適正飼育指導及び動物愛護普及啓発

エ 子犬・成犬の不妊・去勢手術及び譲渡

オ 狂犬病の予防接種

カ 犬についての衛生上の試験、検査、研究及び調査

(6) 業務報告

ア 犬の保護収容

イ 犬の飼育用譲渡

飼えなくなった犬の引き取り頭数は 141 頭で、年々減少の傾向にあります。一方で、新たに犬を飼いたいという市民の要望に応えるため、犬の譲渡を行っています。

この制度が発足した昭和 45 年以来、19 年度までに譲渡された子犬の総計は 7,620 頭にのぼり、現在でも希望者が多いですが、収容される子犬が極端に少ないため、子犬の譲渡はほとんど行われていません。

ほとんどが成犬ですが比較的人になれやすく、おとなしい健康な犬について、ある程度のしつけと不妊・去勢手術等を施し、実費で希望者に譲渡しています。

ウ 犬の適正飼育の普及啓発

しつけを施したモデル犬を用いて、新たに犬の譲渡が決定した飼い主を対象に、犬の正しいしつけ方等についての模範演技や健康管理等についての講習会を行っています。

エ 狂犬病予防注射

保護収容された犬の返還時に飼い主の申請により、93 頭に接種しました。

オ 返還頭数

保護収容された犬は、556 頭で昨年より 89 頭減少しています。そのうち、226 頭が飼い主のもとへ返還されました。

業務実績

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
保護・収容総数		612	645	556
	野犬等	51	60	49
	飼い主不明犬	392	423	361
	飼えなくなった犬	160	155	141
	負傷疾病犬	9	7	5
返還数		240	260	226
返還率		53.1%	53.1%	54.5%
譲渡数		79	114	85
	子犬	21	15	8
	成犬	58	99	77
不妊・	オス	29	36	31
去勢手術	メス	24	30	31
安楽死処分数		270	234	206
狂犬病予防注射		97	98	93
咬傷犬鑑定収容数		5	6	3
犬のしつけ方の普及啓発回数		110	152	122
* 返還率 = 返還数 / (保護・収容総数 - 飼えなくなった犬)				